

## 蓄電池設備の点検

	対象		点検内容	点検基準	点検者	点検頻度	点検報告
消防法	消防用設備 の非常電源	特定	機器点検（外観） 総合点検（機能）	点検基準（告示） 点検要領（通知）	電気工事士（1種、2種） 蓄電池設備整備資格者 消防設備点検資格者等	6ヶ月（機器点検） 1年（総合点検）	1年に1回
		非特定					3年に1回
	4800Ah・セル以上の 蓄電池設備 （条例規制）		上記、点検基準又は、電池工業会の 自主点検基準に基づき実施（通知）			必要に応じて	不要
電気事業法	600Vを超える電圧を 受電する設備 （自家用電気工作物）		日常点検 定期点検	保安規程による	関係者 （電気主任技術者 の監督が必要）	1年 （経産省内規）	不要
建築基準法	特定行政庁が指定する もの		外観点検 機能点検等	建築設備定期検査基 準指導書	建築士 建築基準適合判定資格者 建築設備検査資格者	特定行政庁が定める期間 （概ね6ヶ月から1年に1回）	

# 鉛蓄電池設備の点検に係る規制

## 火災予防条例の規制が適用されないUPS等



## 火災予防条例の規制が適用される蓄電池設備



## 消防用設備の非常電源の蓄電池設備

点検基準

日本電機工業会で定める**技術資料**(日本電機工業会技術資料 JEM TR215 UPS用制御弁式据置鉛蓄電池ユーザーズガイドライン)では、取扱説明書に従い行う旨を定めている



UPS製造業者ごとに定める点検を行う

対象火気省令第5条第1項第11号『対象火気設備等については、**必要な点検及び整備**を行い、その周囲の整理及び清掃に努める等適切な管理を行うこと。』



消防庁長官が定める点検基準、又は電池工業会が定める点検基準

消防法施行規則第31条の6第4項『法17条の3の3の規定による**点検の方法**及び点検の結果についての報告書の様式は、消防庁長官が定める』



消防庁長官が定める点検基準

点検を行う者

日本電機工業会の技術資料において、**UPS製造業者又は購入元**に依頼する旨を定めている

火災予防条例(例)第11条第1項第9号『**必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するもの**に必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。』



消防庁通知(平成4年1月24日付消防予11号予防課長通知)により指定

- ① 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
- ② 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
- ③ 一般社団法人日本電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者(蓄電池設備整備資格者)

消防法施行規則第31条の6第5項『法17条の3の3の規定により**消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者**が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。』



消防庁告示(平成16年5月31日消防庁告示第10号)

電気事業法に基づく**電気主任技術者**と防火管理者の立ち会いの下で、消防設備点検資格者で**蓄電池設備整備資格者**が点検を行うこと